

# 船舶等振興業務

(海事局総務課)

## 1. 制度の概要

造船関連及び海難防止事業等の振興、公益の増進を目的とする事業の振興に資することを目的とする、船舶等振興業務（造船業及び造船関連工業の振興を目的とした造船関係事業者に対する貸付事業、船舶関係事業をはじめとする公益事業に対する補助事業等）を行う、財団法人日本船舶振興会を指定。

## 2. 指定、登録等の基準

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）

（船舶等振興機関）

第四十四条 国土交通大臣は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業その他の海事に関する事業の振興に寄与することにより海に囲まれた我が国の発展に資し、あわせて観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資することを目的とする一般財団法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下「船舶等振興業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、船舶等振興機関として指定することができる。

- 一 職員、船舶等振興業務の実施の方法その他の事項についての船舶等振興業務の実施に関する計画が、船舶等振興業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の船舶等振興業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、船舶等振興業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 船舶等振興業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて船舶等振興業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 五 第五十五条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者でないこと。
- 六 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
  - ロ この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

2～4 （略）

（業務）

第四十五条 船舶等振興機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行うこと。
- 二 モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業その他の海事に関する事業並びにこれらの事業の振興を目的とする事業を補助すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業その他の海事に関する事業の振興を図るため必要な業務
- 四 観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業並びにこれらの事業の振興を目的とする事業を補助すること。
- 五 前号に掲げるもののほか、観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興を図るため必要な業務
- 六 第二十五条第一項の規定による交付金の受入れを行うこと。

2・3 (略)

### 3. 指定、登録等を受けた法人

| 法人等の名称      | 指定等の時期   | 法人の連絡先                         | 指定、登録の理由等  |
|-------------|----------|--------------------------------|--|
| 財団法人日本船舶振興会 | H19.9.14 | 東京都港区赤坂1丁目2番2号<br>03-6229-5111 | 当該法人は、昭和37年10月に設立以来、モーターボート競走法に基づき事業を行い、その実績とノウハウを蓄積してきたところであり、同法に基づく指定基準に適合していると認められるため |

### 4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答 特になし

### 5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

| 料金等 | 積算根拠                 |
|-----|----------------------|
| なし  | 事務・事業について、料金を設けていない。 |

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成21年3月31日現在）

見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き基準に沿った運用に努めることとする。

7. 政策評価

平成23年度までに実施予定